〝高齢者の権利と尊厳を守る〟

権利擁護事業

「権利擁護」は、高齢者の権利を守り、尊厳ある生活を維持するために欠かせないものです。

〝高齢者虐待〟とは？

＜身体的虐待＞

・殴る、蹴る、つねる、やけど、打撲させる。・刃物や器物で外傷を与える。
・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
・身体を拘束し、自分で動くことを制限する。外から鍵をかけて閉じ込める。 など

＜介護・世話の放棄・放任＞

・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣類、寝具が汚れている。
・水分や食事を十分に与えられていないことで、脱水症状や栄養失調の状態にある。
・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など

＜心理的虐待＞

・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。侮蔑を込めて子どものように扱う。
・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
・家族や親族、友人等の団らんから排除する。 など

＜性的虐待＞

・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、裸にしたり、下着のままで放置する。人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。
・本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 など

＜経済的虐待＞

・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。
・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など

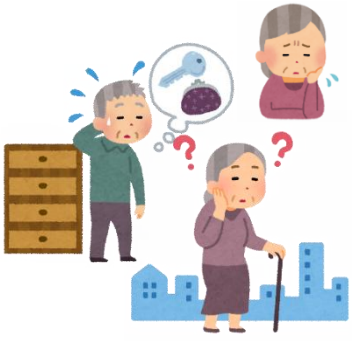

〝成年後見制度〟とは？

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害などで判断能力が不十分な人に代わり、支援者（成年後見人など）が財産の管理や契約手続きを行うことで、本人の生活と権利を守る法律的な制度です。

高齢者の〝虐待〟や〝成年後見制度〟に関することは、下記までご相談ください。

稚内市地域包括支援センター（長寿あんしん課 包括支援Ｇ）
電話：0162-23-8585